



▼Contents

1 R7 いじめ防止プログラム実施報告



1 R7 いじめ防止プログラム実施報告

時期	実施内容	対象
4	「いじめ防止基本方針」の共通理解	教職員
	第1回いじめ防止対策委員会	特別委員
	「いじめ防止基本方針」の周知【HP掲載】	保護者等
	HR活動 新生活に向けて	生徒
	HR活動 他者との関わり方を考える	生徒
6	第1回アセス（学級全体と児童生徒等個人のアセスメントソフト）実施	生徒
7	第2回いじめ防止対策委員会	特別委員
8	第1回全校一斉教育相談	生徒
	HR活動 SOSの出し方教室	生徒
9	第3回いじめ防止対策委員会	特別委員
10	第2回アセス（学級全体と児童生徒等個人のアセスメントソフト）実施	生徒
1	第2回全校一斉教育相談	生徒
2	第3回アセス（学級全体と児童生徒等個人のアセスメントソフト）実施	生徒
	第4回いじめ防止対策委員会	特別委員
毎月	いじめ防止に関する校内研修	教職員
	学校生活アンケート（全校一斉教育相談実施月 8月、2月除く）	生徒
通年	登校時や昼休み等の生徒観察	教職員
随時	保護者や関係機関との連携	教職員
	教育相談	生徒・保護者

いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 上の囲みの部分は、いじめ防止対策推進法の条文である。

暴力行為やいじめは決して許されるものではなく、事案によって暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ます。

SNS等における悪質な投稿は、その内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪等の刑罰の対象となり得る場合もあります。



いじめ防止プログラムに基づく活動

【4月HR活動「他者との関わり方を考える」】

「いじめ」について理解を深めるとともに、未然防止や問題の解決に向け、人間関係づくりの力を計画的・組織的に身につけさせるために行いました。ホームルーム内で「トイロカード」（10色のカード）を使ったグループエンカウンターを実施し、いろいろな人と仲良くし、連帯感を持たせる活動を実施しました。

【8月「SOSの出し方教室】

若い世代が危機に直面した際、その辛さの中に意味を見つけ、乗り越える力を得られるよう、若者の「生きる力」を育むため行いました。下北保健所から講師を招聘し、誰にどうやって助けを求めるべきかの具体的かつ実践的な方法や、辛いときや苦しいときには助けを求めてよいことを、グループワークを用いながら実施しました。

【2月「いじめ防止に関する校内研修】

青森県教育委員会職員とスクールロイヤー（弁護士）を講師として招待し、教職員を対象とした研修を実施しました。スクールロイヤー制度の活用方法や、近年のいじめ事案、生徒間行動上の諸問題を教職員間で明確化し、法的根拠をもとに問題解決策を協議し、今後のいじめ防止に活用できるようにしました。



HR活動「他者との関わり方を考える」



SOSの出し方教室



いじめ防止に関する校内研修

その他のいじめ防止と関連する活動

【7月「いじめ防止標語作成】】

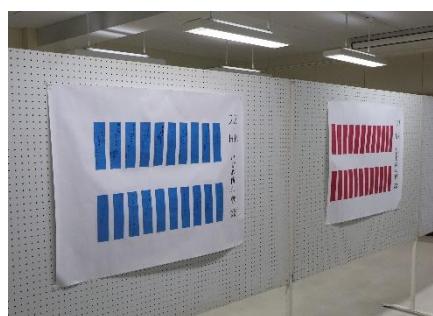
国語科の授業において、いじめ防止標語を作成し、全校生徒の標語を文化祭で展示しました。

【9月「薬師寺講話会】】

1学年を対象に、奈良県の薬師寺から執事長である大谷徹奘氏を講師として招聘し、「心を耕す」のテーマのもと講話していただきました。

【10月「情報モラル教室】】

携帯通信端末についての理解を深め、振り返りをすることで、被害者だけではなく加害者とならない情報モラルやマナーを身につける学習をしました。



いじめ防止標語作成



薬師寺講話会



情報モラル教室